

○嶺北消防組合職員の懲戒処分に関する指針

第1 趣旨

この指針は、任命権者が地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条に規定する懲戒処分（以下「懲戒処分」という。）に付すべきものと判断した事案について、代表的な事例を選び、職員の懲戒処分を厳正かつ公正に行うため、標準的な処分量定に関する基準を定めるものとする。

第2 懲戒処分等の種類

1 懲戒処分

- (1) 免職 職員の身分を意に反して失わせる処分
- (2) 停職 1日以上6月以下の間、職は保有するが職務に従事させず給与も支給しない処分
- (3) 減給 1日以上6月以下の間、給料の10分の1以下を減ずる処分
- (4) 戒告 非違行為に係る責任を確認させ戒める処分

2 指導上の措置

懲戒処分には当たらないが、職員の非違行為に対してその責任を確認させ戒めるために行う行為

- (1) 文書訓告 任命権者が文書により行う指導上の注意
- (2) 嚴重注意 任命権者が口頭により行う指導上の注意

第3 所属長の責務

- 1 所属長は、常に所属職員の行動の把握に努め、所属職員が非違行為を現に行い、又は行ったことが明らかであると判断した場合は、遅滞無くその旨を様式第1号により消防長に報告するものとする。
- 2 所属長より報告があった場合、総務課長は直ちに事案を調査し、意見書（様式第2号）を作成するものとする。

第4 基本事項

- 1 消防長は、具体的な処分量定の決定に当たっては、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め、次に掲げる事項を総合的に考慮の上判断するものとする。その際、別表に掲げる懲戒処分の対象となる非違行為及び当該非違行為に係る懲戒処分の標準的な事例（以下「標準例」という。）を参考に適正に判断し、様式第3号により懲戒処分を行うものとする。なお、標準例に記載のない非違行為については、標準例に掲げる取り扱いを参考としつつ判断する。
 - (1) 非違行為の動機、態様及び結果
 - (2) 故意、過失その他非違行為実行時における当該非違行為を行った職員の責任の度合い
 - (3) 非違行為を行った職員の職責及び職責と非違行為の関係
 - (4) 他の職員及び社会に与える影響
 - (5) 過去における非違行為の有無
 - (6) 日常の勤務態度及び非違行為の前後における態度
- 2 標準例に掲げる処分の種類より重いものと考えられる場合

- (1) 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき
- (2) 非違行為を行った職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき
- (3) 非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき
- (4) 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき
- (5) 処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき

3 標準例に掲げる処分の種類より軽いものと考えられる場合

- (1) 職員の自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき
- (2) 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき

第5 指揮監督する者の責任

職員の懲戒処分を行った場合において、当該職員を指揮監督する者（以下「監督者」という。）が次のいずれかに該当するときは、当該監督者に対しても懲戒処分を行うものとする。

- (1) 所属職員の非違行為を了知していたにも関わらず、その事実を隠蔽し、又はこれを黙認した場合
- (2) 所属職員が懲戒処分を受けることに関し、指揮監督に適正を欠いていた場合

第6 関係職員の懲戒処分

職員の懲戒処分を行った場合において、当該職員以外の職員が次のいずれかに該当するときは、当該関係職員に対しても懲戒処分を行うものとする。

- (1) 非違行為をした職員に対し、当該非違行為にかかる事項を教唆し、又は当該非違行為を幫助したと認められる場合
- (2) 職員の非違行為を了知していたにも関わらず、これを黙認し、又は当該職員と共に非違行為の全部、又は一部を行った場合

第7 内部通報した職員の保護

非違行為の事実を内部機関に通報した職員は、通報したことにより如何なる不利益も受けないものとする。

第8 交通事故等の発生に関する懲戒処分

交通事故等の発生に関する懲戒処分の取り扱いに必要な事項は、嶺北消防組合職員の交通事故による処分の基準に関する規程（平成19年訓令第1号）に定めるものとする。

第9 懲戒処分の公表

懲戒処分の公表基準、方法は別に定めるものとする。

第10 施行日

この指針は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この指針は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この指針は平成30年12月3日から施行する。

附 則（令和3年4月1日訓令第3号）

この指針は令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年7月26日）

この指針は、公布の日から施行する。

別表（標準例）

項目	非違行為の種類・事由	標準量定	
1 一般服務 違反関係	欠勤	正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた職員	減給、戒告
		正当な理由なく11日以上20日以内の勤務を欠いた職員	停職、減給
		正当な理由なく21以上の勤務を欠いた職員	免職、停職
	遅刻・早退	勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた職員	戒告
	休暇の虚偽申請	療養休暇その他特別休暇について虚偽の申請をした職員	減給、戒告
	勤務態度不良	勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた職員	減給、戒告
	職場内秩序を乱す行為	暴行により職場の秩序を乱した職員	停職、減給
		暴言により職場の秩序を乱した職員	減給、戒告
	虚偽報告	事実をねつ造して虚偽の報告を行った職員	減給、戒告
	違法な職員団体活動	地方公務員法の規定に違反して同盟罷業、怠業その他争議行為をなし、又は消防活動の能率を低下させる怠業的行為をした職員	減給、戒告
		地方公務員法の規定に違反して職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、地方公共団体の当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入した職員	減給、戒告
		地方公務員法の規定に違反して違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった職員	免職、停職
	秘密漏えい	職務上知ることのできた秘密を漏らした職員	減給、戒告
		職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員	免職・停職
		自己の不正な利益を図る目的で秘密を洩らした職員	免職

兼業の承認等を得る手続きのけ怠	兼業の承認等を得る手続きを怠り、兼業を行った職員	減給、戒告
入札談合等に関する行為	入札談合等に関する行為があった職員	免職、停職
個人情報データの漏洩、目的外収集及び紛失等	個人情報のデータ改ざん等、不適切な情報処理等により個人の人格的利益を著しく侵害した職員	減給、戒告
	過失により個人情報を盗難され、紛失し、又は流失した職員	減給・戒告
	その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した職員	免職、停職、減給
政治的目的を有する文書の配布	政治的目的を有する文書等を配布した職員	戒告
公文書の不適正取扱い	公文書の改ざん・紛失・誤廃棄等をした職員	停職、減給、戒告
	公文書を偽造・変造・虚偽公文書作成、毀棄した職員	免職、停職
	決裁文書を改ざんした職員	免職、停職
情報セキュリティポリシー違反	故意又は重大な過失により、情報セキュリティポリシーに違反し、組合が保有する情報資産に危害を加えるなど、公務の運営に支障を生じさせた職員	免職、停職、減給、戒告
セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動）	暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした職員	免職、停職
	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を繰り返した職員	停職、減給
	わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した職員	免職、停職

		相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った職員	減給、戒告
	パワー・ハラスメント（職務上の優越的な地位を利用して行う不適切な言動、指導及び待遇のことで、それによって相手方の就労意欲や就労環境を害する行為）	相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた職員	停職、減給、戒告
		パワー・ハラスメント行為について指導、注意等を受けたにもかかわらず、その行為を繰り返した職員	停職、減給
		相手を強度の心的ストレスの重積による精神的疾患に罹患させた職員	免職、停職、減給
2 公金公用物関係	横領	公金又は公用物を横領した職員	免職
	収賄	職務に関し賄賂を收受し、又はこれを要求若しくは約束した職員	免職
	窃取	公金又は公用物を窃取した職員	免職
	詐取	人を欺いて公金又は公用物を交付させた職員	免職
	紛失	公金又は公用物を紛失した職員	戒告
	盗難	重大な過失により公金又は公用物の盗難に遭った職員	戒告
	公用物損壊	故意に職場において公用物を損壊した職員	減給、戒告
	失火	過失により職場において公用物の出火、爆発を引き起こした職員	戒告
	諸給与の違法支払・不正受給	故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した職員	減給、戒告
	公金公用物処理不適正		自己保管中の公金の流用等、公金又は公用物の不適正な処理をした職員
		不適正資金（公金や公金外現金から不正に捻出し、いったんプールした後、通常の決済手続きを経ずに支出するために保管している資金をいう。）を捻出した職員、又は当該資金から支出した職員	免職、停職
		預け（物品の納品なしに代金名目で一定額を	免職、停職

		取引事業者に支払い、後の物品購入等の代金として、取引事業者に管理させるものをいう。)を行った職員、又は預けから納品を行った職員	
	コンピューターの不適正使用	職場のコンピューターをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた職員	減給、戒告
3 公務外非 行	放火	放火をした職員	免職
	殺人	人を殺した職員	免職
	傷害	人の身体を傷害した職員	停職、減給
	暴行・けんか	暴行を加え、又はけんかをした職員が人を傷害するに至らなかったとき	減給、戒告
	器物損壊	故意に他人の物を損壊した職員	減給、戒告
	横領	自己の占有する他人の物を横領した職員	免職、停職
		遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した職員	減給、戒告
	窃盗・強盗	他人の財物を窃取した職員	免職、停職
		暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した職員	免職
	詐欺・恐喝	人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた職員	免職、停職
	賭博	賭博をした職員	減給、戒告
		常習として賭博をした職員	停職
	麻薬・覚せい剤等の所持又は使用	麻薬・覚せい剤等の所持又は使用した職員	免職
	酩酊による粗野な言動等	酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした職員	減給、戒告
	淫行	18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を代償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした職員	免職、停職
	痴漢行為	公共の場所又は乗物において痴漢行為をした職員	免職、停職、 減給
ストーカー行為	つきまとい等のストーカー行為をした職員	免職、停職、 減給	
盗撮行為	公共の場所若しくは乗物において他人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体の盗撮行為をし、又は通常衣服の全部若しくは一部	免職、停職、 減給	

		を着けない状態となる場所における他人の姿態の盗撮行為をした職員	
4 監督責任 関係	指導監督不適正	部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者として指導監督に適正を欠いていた職員	減給、戒告
	非行の隠ぺい、黙認	部下職員の非違行為を知得したにも関わらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した職員	停職、減給
5 飲酒運 転・交通事 故・交通法 規違反	飲酒運転	酒酔い運転をした職員 (この場合において人を死亡させ、又は人に傷害を負わせた職員)	免職・停職 (免職)
		酒気帯び運転をした職員 (この場合において人を死亡させ、又は人に傷害を負わせた職員) (事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした職員)	免職・停職 減給 (免職・停職) (免職)
		飲酒運転をした職員に対し、車両若しくは酒類を提供し、若しくは飲酒をすすめた職員又は職員の飲酒を知らずながら当該職員が運転する車両に同乗した職員 (飲酒運転をした職員に対する処分量定、当該飲酒運転への関与の程度等を考慮)	免職・停職 減給・戒告
	飲酒運転以外での交通事故 (人身事故を伴うもの)	人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた職員 (この場合において措置義務違反をした職員)	免職・停職 減給 (免職・停職)
		人に傷害を負わせた職員 (この場合において措置義務違反をした職員)	減給・戒告 (停職・減給)
	飲酒運転以外の交通法規違反	著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした職員 (この場合において物の損壊に係る交通事故を起こして措置義務違反をした職員)	免職・停職 減給 (停職・減給)
	処分の取り扱いについては、上記のほか嶺北消防組合職員の交通事故等による処分の基準に関する規程によるもので、過失の程度や事故後の対応等も情状として考慮のうえ判断するものとする。		